

倉松 功著

## 『ルター神学とその社会教説の

## 基礎構造——二世界統治説の研究——』

永田 諒 一

宗教学と歴史学の接点に位置する部厚い本書を手にしたとき、評者はある種の喜びが胸中にこみあげてくるのを禁じえなかった。この感慨をいくらか普遍化して表現することを許してもらおうとすれば、それは我が国の宗教改革史研究も、ついに改革者の神学と社会教説とを統合的に把握する水準にまで達し得たのか、ということになる。今回は、本書を歴史学の側面から書評する。

本書は宗教改革者ルターの神学と社会教説を、『二世界統治説』(Zwei-Reiche-Lehre, Zwei-Regimente-Lehre) という観点から論究した力作である。著者はプロテスタンティズムの特色である信仰義認の教説、つまり神の前に確立された個人の自由という宗教的立場が、どのような共同体理解と符合するか、という問題関心から出発して、「ルターにおける信仰と共同体の内的関連性」はどのようなものであったか」という課題を、彼自身の著作を分析的に検討することによって体系的に説明していく。そのとき、著者がとったのは、ルターの神学と共同体論とを別々に検討して、その後に両者の関係を明らかにするのではなくして、むしろ反対に、まずルター自身の思惟構造の特質を捉えて、その後に両者を

統一的に説明しようとする方法である。思惟構造の特質とは「対の概念」であり、そこから生れる体系が「二世界統治説」である。本書の第二の意義は以上の方法論にあるといつてよい。もちろん我々は著者と基本的な問題関心を共有していない。しかし本書を通読したとき、我々はその体系的に完成された説得力により、これまでルターに対して抱いていた彼の思想の不可解な部分があったかも快刀乱麻を断つように解決されるのを感じるのである。

本書は三部から成る。

### 第一部 序説——二〇世紀初頭以降の当該問題の研究史

第一部は研究史の回顧である。ここでは、「二世界統治説」という観点からルター思想を捉えようとする研究は古くから認められ、決して新しいものではないことがたどられる。しかし、本書評では著者の論述を追うのではなくて、本書の内容把握の手助けとなるように、論述の中から特に我々に馴染の深いトロルチ(F. Troeltsch)とホル(K. Holl)の所論と二世界統治説の関連を紹介する。

便宜上、まず、二世界統治説のなんたるか、からはじめたい。

二世界統治説とは「悪魔に抗してこの世界を保持するための神の二世界統治の二様式」、即ち、理性・業、律法に従うこの世的統治・国と、恩寵、信仰、福音に従う霊的統治・国との統合的理解である。この二つの統治は、ルターにおいて、ともにキリストのレグナムとして統一的に把握される。また、この教説は神学的には「救済論に貫かれた救済史観」として位置づけられる。キリストによる救いという救済論、そしてこの世の二つの国はキリストの出現によって成立し、終末の日まで続くという救済史観がこの教

説の基礎である。なぜなら、周知のようにルターの救済論といえは「信仰のみ」による義認であるが、これはまた神の恵みの賜物のすべてを所有する「キリストのみ」の言いかえにはかならないからである。従つて、二世界統治説は「キリストのみ」に貫かれたルターの神学・社会観の総体であつて、それ故にこの教説はルター思想のあらゆる局面にみいだされ、またあらゆる局面から解明されなければならない。

「キリスト教会と教団の社会教説」(Die Soziallehren der christlichen Kirchen und Gruppen)に代表されるトレルチの考察は、その方法論の故に、ルターの社会観と神学とを統一的に把握することができずに、いくつかの点で破綻をきたしている。二世界統治説と関連してくるのは、キリスト教的倫理と世俗的職務の倫理の区別である。彼は、ルターの教会概念を社会学的理念型に従つて、その教会を教會的総合文化の中の救済施設とする「教会型」と規定したが、この判断はルターの見える教会について神学的解釈をすることを控え、キリスト教徒の個人的内面性についてのルターの理解のみに注目して、それを彼の社会学的考察の作業仮説に適合させた結果である。この場合、キリスト教的個人の内面性とは、人格の倫理、根源的にキリスト教倫理が適用される分野であるが、それをトレルチのいうようにに心情倫理とすることは問題がある。なぜなら、ルターの場合、人間に関することは、人格倫理、社会倫理を問わずに、すべてこの世の人格に関することだからである。キリスト教徒の人格を人格的な相互関係の間に適用される倫理としてみることは妥当でない。キリスト教徒の人格は神の前で「信仰のみ」によつて立つ人格のことだからである。

この解釈視角のずれには、トレルチが「そこで職務の倫理が展開されるべき場所としての見える教会の神学的解明を——その方法的制約の故に——放棄したこと、ルターの職務の倫理の神学的解明を断念していることと全く軌を一にしている」。

次に、ホルの視角は二世界統治説の重要な一面と符合するにもかかわらず、やはり不十分な結果に終つてゐる。ルター神学に対して「神の審判と恩寵とがひとつである」というキリスト教の神概念の逆説がルターにおいてどのように把握されているか」という問いかけを行つたホルが得た解答は、神の怒りと恩寵はひとつに結合していること、そしてそのような神の恩寵と罪の許しを告知したのがキリストであることであつた。しかし、彼はこの見解を進めて、教会の本質と罪の許しがキリストの統治でもあるというキリストの統治としての共同体論を正面から論じるには至つていない。また、彼は教会と国家との関係について検討した際、キリストの靈的統治・国と世俗的統治・国という左右二つの統治様式による神の世界統治を深く問うことをしないで、両者を各々、單純に地上の教会と国家とを意味するものとして論じている。従つて、その論考においてホルは、教会と国家の自立性と、それぞれの責任の相連を強調した結果、政治と宗教の区別、国家の課題についてのルターの積極的な発言は明らかにすることができたが、ルターにとつて重要な問題であつた国家の惡魔化、この世の惡魔性については言及しないで終つてゐる。

以上のように、著者はトレルチ、ホルの所論をその方法論から批判して、二世界統治説という視角が従来の研究の欠陥を補う可能性を示唆する。その主張は説得力に富む。

第二部「二世界統治説」と、第三部「ルターの二世界統治説の歴史的位罫」とが本論をなす。第二部は二世界統治説そのものの考察、第三部はその比較史的考察であるが、両者の間には時に区別すべき視点の相違はないと思われる。そこで、ここではむしろ純神学的論考である第二部第二章までと、社会的、歴史的論考であるそれ以降とでわけて紹介したい。そして前半は、我々の問題関心のあり方に顧みて、できる限り簡略に要点をまとめるに留める。

## 第二部 二世界統治説

### 「第一章 二世界統治説の展開史的考察」

この世にはキリストの霊的統治と、この世の統治とがあるが、後者は救済が問題にされるときには、悪魔の統治として前者に對立する。しかし、神の世界統治に仕える一様式として考えられるときには、前者もまた悪魔の傘下を脱してキリストの俗的統治と呼ばれるほどに肯定的に評価される。このような矛盾を解決するのが、ルター思想の根本にある「對の概念」である。例えば、この場合、律法觀について説明すれば、それが固有の神学的用法で用いられるときには、人々はこの世で悪魔の統治下にあることを、また律法の非本来的意味である市民的用法で用いられるときには、人々はむしろキリストの支配下にあることを表現しているというのである。このような見解は、ルターの對概念のすべてはやがて二世界統治説に包摂されていくものであるという著者の神学的課題への解答によって支えられている。

### 「第二章 二世界統治説の展開」

キリストの霊的統治・国とは真にキリストと共にある信仰者た

ちの群れである。真のキリスト教徒は本来、霊的統治以外のなものも必要としないが、彼らも救済史の面からは世俗的統治・国に所屬している。彼らは自らのためではなく、隣人のためにこの世の法と公權力を必要とし、喜んで世俗的統治・国に加わる。その参加の方法は「神の三機関論」という補助的範疇を加えて、一層はきりきりしたことになる。三機関とは、悪魔に対する神の戦いの場としての意味をもつ家庭、国家、教会である。それらは、悪人を罰し、義しい者を助け、彼らを暴力と不正から守り、『すべての法の目的が愛と平和』であるように市民的法を運用する機能を有する。しかし、他面、これらは暴君の支配や混乱状態を作り出す可能性をもつ。それはこの世の統治・国が救済史的意味をもつという由縁である。

### 「第三章 ルター神学における二世界統治説の位罫」

本章以降では、論点は歴史学と神学の共通分野に移り、我々の関心を引きつけずにはおかない。本章以降が、我々が本書を手にしたとき、最も期待した内容を含んでいるといえよう。

本章の前半は、ルターの教会觀の特色とされている見える教会と見えざる教会の二重性について検討している。ルターによれば、見えざる教会とは普遍的なキリストの秘義なる身体としての隠された教会、『義人ないしは信仰者の集まり』である。他方、見える教会においてみ言葉とサクラメントという徴しをもって現われるからである。ここに、二つの教会はキリストの支配下に（二世界統治説）として統一的に捉えられる。

ところで、このような教会論は教皇制とは相容れない。ローマ教会は「現実の教会は、教会の本質的な救いの手段として、サク

ラメントをもっている外的、祭儀的共同体であり、キリストの身体である」と主張しており、洗礼共同体として基礎づけられたその外的、普遍的キリスト教会観は、キリストにおける教会の統一という理念をもたないからである。本章の後半は、二つの公権力（俗権と教権）と、それらに対する反抗権について検討している。

この項は三期にわけて考察される。第一期は一五二〇年前後、ルターの初期神学集大成の時代である。この期の反抗権理解は、教権に対して積極的、俗権に対して消極的である。教権は『人々を信仰によって神に導く』役割をもち、『大きく測り知れない宝』である。それ故、教権がそれを怠るときに、『我々がそれを許すならば、我々もそのことにおいて罪を犯すことになる。』『彼らが髪の手拭とすじ、その職務から逸脱』しても、それを許してはならない。他方、世俗的な公権力は、神の前では取るにたならぬものである。『俗権は魂を害することはできない。彼らが害することができるのは、ただ身体や財産のみである。』『俗権が不正を行なおうと、これに反抗する必要はない。』この論理には俗権を純粹にキリスト教会内のものとしたり、教権をキリストの靈的統治と同一視するようなあいまいな概念規定がみられる故に、必ずしもこの期の反抗権理解は二世界統治説と直接的に関連性をもつものではない。しかし、反抗への論拠が理性や外的律法によらずに、救済論にあることは、この期のルターの公権力論が、やはり二世界統治説の原則に立っていることを示している。

第二期は一五三〇年まで、二一―二二年のヴィッテンベルクの急進的改革、二四―二五年の農民戦争、二五年のエラスムスとの論争などがあつた時期である。この間に、ルターは左右の改革運

動から攻撃をうけ、彼らとの対立の中で自己の改革路線を提示しながら反抗権理解を深めていく。この時期に彼が求めていた改革の方向は、『み言葉の宣教』という教会改革である。それは『市民共同体とは区別された教会共同体が自らの牧師を任命し、また免職しうる』ような説教運動に基いた福音主義的教会共同体を理想とする。彼はこの改革案をキリストの靈的統治と俗的統治の峻別という点から作りだしている。従つて、教権に対する反抗についていえば、第一期のような単なる反抗は影をひそめて、むしろ『キリストの言葉が反キリストの統治を妨害する』と福音宣教が積極的に前面におしだされる。俗権に対しては、基本的には第一期との間で大きな変化はない。そして、二世界統治説に基づく二つの統治様式が混同されるという事態が生じたときには、ルターは激しい攻撃を加える。それが農民戦争の場合である。福音主義の旗の下に社会改革を目論む農民の要求は、世俗的統治とキリストの靈的統治とを混同しているからである。

第三期は一五三〇年代、プロテスタンティズムが帝国の政治勢力に発展した時期である。このとき、ルターはザクセンの宮廷法律家の意見と同様に、皇帝と帝国等族とを同位の俗権とみなすに至り、ザクセン選挙侯の皇帝に対する武力反抗の可能性を承認した。しかし、そのことは単に当時の政治情勢に適合するような法解釈の運用という側面からのみ行なわれたのではない。それはルターにとって、「キリスト教徒の政治責任は救済への秩序の中で終末論の光に照らされて生きる——救済史の中の事柄——ということ」からも承認されるのである。即ち、一般のルター観とは異なると思われるようなこの積極的反抗論も、決してルター本来の

神学的立場と矛盾するものではない。

以上、時期により変化があると思われるルターの反抗権理解も、二世界統治説という観点から整合的に捉えることができる。

### 第三部 ルターの二世界統治説の歴史的位置

#### 第一章 中世の二権説、特に教皇絶対権への批判

本章は、中世の二権説、あるいは二剣説とルターの見解の対立点について検討している。教会が現世で教権と俗権の両方を保有するという考えは古く十二世紀にも認められるが、教皇絶対権の主張を伴ういわゆる「二剣説」(Zwei-Schwerter-Theorie)を、『神は教会に二つの剣を与え給うた』という古典的表現によって完成したのはボニファティウス八世であった。大教書『ウナム・サンクトム』(Unan sanctam)からその要点をまとめれば次のようである。唯一の聖なるカトリック教会の外には救いも罪の赦しもない。この教会の主はひとりであり、『それはキリスト、即ちキリストの代表者ペテロ、またペテロの後継者』である。この教会には俗権と教権という二つの剣が与えられており、それらを両方ともペテロが使用できる。精神的権力としての教権は、物質的権力としての俗権に優位する。教権は俗権を任命し、もしこれがよくない場合にはこれを裁くべきである。以上の主張の中からルターの二世界統治説との相違点を拾いあげれば次のようである。二剣説の二つの権威は神によって設けられたこと、そのとき俗権は教権の下層ないしは下級の存在であること、このことはそれぞれを支配する法、自然法と神の法には上下関係があることを示していること、従って教権は俗権を「直接」支配統治できること、またここに理解されている俗権には終末論的、悪魔的な様相の把握

はほとんどみられないことである。故に、結論として次のことができる。第一に、二剣説にはルターの二世界統治説にみられるような終末論や救済論を欠いている。次に、両者を救済史的側面から比較したとき、前者は後者におけるような、教権と俗権は神の左右の手であるという並存的位置付けも、三機関説のように、それらを世界保持のエレメントとする相対的把握も持たない。

以上にみたように、この二つの教説は、その成立の根本にある信仰への姿勢そのものからして全く異なる立場に立つものである。

#### 「第二章 熱狂主義批判」

本章は、ミュンツァー、カールシュタットというルターの周辺にいた同時代の熱狂主義者たちとルターとの比較を、彼らの思想分析を通じて行う。

ミュンツァーについての論点は三つに絞られる。(1)義認と律法。ミュンツァーはルターの信仰義認論を批判して、ルターは神の新しい契約、即ち、信仰義認について転倒した解釈をしているという。ミュンツァーによれば、『すべて選ばれた者は人々の不信仰を律法の行ないによって知る』『律法は義とされた者の存在——選ばれた者——の中心であった』他方、ルターには、言うまでもなく、律法によって義とされなければならないという考えはない。人はただ信仰によって義とされるのであり、『キリストのみ霊は義しくない者を忍耐をもって負い、助け、憐れな罪人を軽蔑しない』しかし、ミュンツァーに言わせれば、『そこから新しい生活は始まらない』し、むしろルターは『キリストのにつけて無銭飲食している』。(2)この対立は両者の教会論の相違に連なる。ルターにおける、あのみえる教会とみえざる教会といった教会の二重性とそ

の区別の強調は、ミュンツァーにはみられない。彼の教会論とは、『神に選ばれた者たちの契約団体』(Bund der auserwählten Gottes)である。それは、正しい業と神の教えを体験する「選ばれた者たち」が形成する団体が俗権を奪取し、やがてこの世を直接、支配しなければならぬという目的をもつ宗教的一元論に立っている。(3)歴史理解。彼によれば、選ばれた者たちはやがて律法をも止揚することになる。この世の人間が神々になるのである。ただ、この神になることは個人においてのみならず、また社会全体において試みられなければならない点に彼の特徴がある。従って、既存の社会秩序の中で有産者と支配者という形で現われている現世の悪しき被害性に対して、真の信仰は鋭く対立し、これを力で転覆しなければならぬ。以上の論点からわかるように、ミュンツァーにとって世俗権力は常に悪であって、ルターの場合のように世俗権力が救済史において教会とは独立した独自の意味を持つことはない。

カールシュタットの場合も、論点はいくつかに絞られる。(1)彼もルターとは法律理解を異にする。彼はキリストの恩寵を内的啓示、律法を外的啓示として、双方に同じ重みを与えようとする。律法は単なる外的文字ではなく、罪を外的にはあるが真に啓示すると説明される。(2)従って、義の証明は律法に従い、キリストを模範とすることによって獲得される。キリストは「模範」である。他方、ルターの場合には、『人々の前では義しくとも、神の前では罪人として、悔い改めと苦難においてキリストにふさわしく』と語られるように、キリストは神の「賜物」として捉えられ(3)次に、このような律法と福音の解釈が導きだす教会論の理

論的論拠。ここでは、トレルチのキリスト教共同体の三分類から論じられる。というのは、トレルチの分類のうち、セクト型は、更に、「世直し型」(俗権敵視Ⅱミュンツァー)と、「隔離された小社会形成型」(脱政治主義Ⅱ例えばシュライイトハイム宣言の再洗礼派)とに分けて考えることができ、しかも、カールシュタットはその中間に位置するという事情があるからである。カールシュタットの教会論の前提になる十誠の理解をみてゆくと、それはトレルチの指摘通りに弱者、強者、上下の別なくすべての者に一様に適用されなければならない絶対自然法と考えられている。しかし、そこに山上の説教の絶対自然法化に由来する権力、戦争、宣誓、私有財産の否定は追加されない。彼は十誠のみを共同体形成の契約条件とする。その点で、山上の説教に共同体形成の基礎を求めた再洗礼派と相違する。また、それが、信仰者と非信仰者の混合体としての共同体を考えていたルターの教会論と異なるのはいうまでもない。カールシュタットの教会論はミュンツァーに近い、いわば行為義認に基づく共同体完全主義である。しかし、俗権敵視、俗権奪取という過激さを欠いている。

以上にみてきたように、「ミュンツァーとカールシュタットとは、救済論的次元の行為義認をこの世の領域に拡大している」とする点に——その首尾一貫性には強弱があるにしても——共通なものがみられる。そして、このような考え方はルターの救済史観からすれば、共に神の世界統治の二様式と対立する宗教的一元論の熱狂主義にはかならなかった。

さて、通例の研究書ならば、おわりに全体についての著者の結論が付せられているところであるが、本書にはそれが無い。なぜ

なら、本書の叙述の進め方が最初に全体の見通しをたてて結論を出し、それを次に説明していくという論法に立っているからである。

ここで、本書から授けられた評者の問題提起と感想を述べたい。著者の構成と文脈を離れて、宗教改革を学び歴史学徒として改めて本書に接してみると、本書には興味深い問題提起が含まれていると思われる。思いつくままにあげておきたい。まず、二世界統治説からルター思想の全体を説明しようという発想である。しかし、このことについてははじめにも述べた。繰り返すならば、評者は本書を読んでから、自身のルター像を吟味しなおす必要を感じている。次に、ルターは彼の改革を、本来「説教運動」と考えていたという第三部第三章の指摘は興味深い。彼は福音主義的教会共同体の形成を市民共同体とは全く異なる次元で捉えており、それはいわゆる領邦教会制度とは相容れない思考であったというのである。この点は領邦教会制の実施、それに先立つヴィッテンベルクでの改革運動、農民戦争に対するルターの意義を再検討する手がかりになると思われる。第三に、中世の二剣説とルター思想との対立点の比較は十分とはいえないが、現在の陥穽であるという意味で評価したい。従来のルター研究は、ほとんどの場合、近代からの問題意識に立って進められてきた。ルターと中世の政治思想との関連性を明らかにすることは、その歴史的意義を云々する前に、一度は試みられるべき課題であろう。

ところで、本書の理解は容易ではない。課題が神学という形而上学に関わるものであることはもちろんであるが、叙述の進め方にも問題が残されていると思われる。著者は史料を数多く引用し、

史料をそのまま論理展開の媒体に用いている。このような方法は説得的ではあるが、読者には論点が絞りにくいのである。また、評者の知識の浅薄さを顧みずに述べることを許して頂ければ、著者自身、引用文の論理に惑わされて研究課題の論点をまとめきれない部分があると思われる。例えば、第三部の熱狂主義批判の章で、ミュンツァーの場合、教会論の内容が具体的に語られるのに対し、カルシュタットの場合には教会論の基礎的モメントの検討に終始している。これなどは後者に具体的な教会論が欠けていることから来る難点であると思われる。

更につけ加えれば、本書には活字のミスが目立つ。これは直接、著者の責任に帰すことはできないが、入念な校正が行われればすむことだけに残念である。本書には出版を急がなければならなかった事情があるかにも思われる。巻末に記載されている発行日と、実際に店頭に出された日時とにも幾分ずれがあるようである。

おわりに本書評を締めくくりにあたって、著者及び読者にお断りを申し上げたい。それは本稿が、評者の理解力の不足に加えて大部の著作を限られた紙数で評しなければならなかったという理由から、内容を十分に伝えきれなかったり、また著者の本意を逸脱するくだりがあるやもしれぬことである。御叱責と御教唆を頂ければ幸いである。

(A5判 五二〇頁 一九七七年三月 創文社 六五〇〇円)  
(京都大学大学院生)